

お客さまへ

**投資信託自動積立サービス 最低お申込単位の引下げについて**

東和銀行（頭取 吉永 國光）は、令和2年4月1日より、「投資信託自動積立サービス」の最低お申込単位を下記のとおり引下げましたので、お知らせいたします。

当行は、本サービスの取扱いを通じて、投資初心者をはじめとした若年層から幅広い年代のお客さまに安定的な資産形成を支援し、より一層お客さまにご満足いただけるよう努めてまいります。

## 記

## 1. 今回 変更する最低お申込単位の内容

変更前	変更後
1 買付銘柄 <u>1万円以上</u> 1千円単位	1 買付銘柄 <u>3千円以上</u> 1千円単位

## 2. 投資信託自動積立サービスの主なポイント

- 購入時期を分散させることができます。
- 毎月一定の金額で投資信託を購入することができます。
- 基準価額が低いときにはより多くの口数で、高いときにはより少ない口数で購入できます。これにより一定の口数を購入する場合に比べて、平均購入単価を引き下げる効果が期待できます。

## 3. 投資信託に関する留意事項

- 投資信託は、預金ではなく、また預金保険の対象ではありません。
- 東和銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預金・定期積金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託は、投資信託委託会社が設定・運用を行っているもので、東和銀行では申込みの取扱いを行っています。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託をご購入すること、あるいはご購入しないことが東和銀行との融資取引等他の取引に影響を与えることはありません。
- お申込みにあたっては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」（目論見書補完書面を含む）を東和銀行本支店等にご請求の上、必ず内容をご確認いただき、ご自身でご判断ください。

商号等：株式会社東和銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号  
加入協会：日本証券業協会